

令和8年度入学予定者対象（小・中・義務教育学校の新1年生、義務教育学校の新7年生）

就学援助制度のお知らせ

新入学児童生徒学用品費入学前受給の申請について 久喜市教育委員会

■就学援助制度とは

就学援助制度は、経済的な理由で市立小・中・義務教育学校の就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費や学校給食費等の援助を行う制度です。就学援助費のうち、入学に必要な「新入学児童生徒学用品費」について、入学前の受給を希望する方は、下記の内容をご確認のうえ申請してください。

【1】援助の対象となる方は、下記（1）～（3）の全てに該当する方です。

- （1）新入学児童生徒学用品費の入学前の受給を希望する方。
- （2）久喜市内小・中・義務教育学校へ入学する児童生徒がいる方。

※義務教育学校の新7年生は中学校の新1年生と同等の扱いとします。

（3）令和7年度に①～⑨のいずれかの措置を受けた方、又は⑩に該当する方

事由	必要書類	
①生活保護法に基づく保護の停止または廃止	左記の該当する事由を証明する書類のコピー (例) ⑦の事由：児童扶養手当受給者証 ※特別児童扶養手当とは異なります ⑧の事由：貸付決定日が令和7年度の貸付決定通知	
②事業税の減免		③市民税の減免
④固定資産税の減免		
⑤国民健康保険税の減免又は徴収の猶予		
⑥国民年金保険料の免除		⑦児童扶養手当の支給
⑧社会福祉協議会による生活福祉基金の貸付		
⑨市民税の非課税（所得割・均等割額共に非課税で、かつ生計を同一にする方全員が市民税非課税）	非課税証明書（令和7年1月1日現在で世帯構成員全員が久喜市に居住していた場合は不要）	
⑩生計を同一にする方全員の所得合計金額（各種年金・養育費含む）が、生活保護基準額の1.3倍以下 <u>（注1）市県民税及び所得税の申告を必ず済ませてください。特に、家族の扶養に入らず収入がなかった方、専従者（配偶者・同居家族）の方が未申告であることが多くあります。未申告のままだと審査が保留状態となり、一定期間を過ぎると申請を取り消すことがありますので、必ず申告を済ませてから申請をしてください。</u>	・令和6年中の所得を証明する書類（令和7年1月1日現在で世帯構成員全員が久喜市に居住していた場合は不要） 【該当する方のみ】 ・賃貸アパート等の契約書のコピー (契約者が世帯構成員以外は不可) （注2）住民票上は別世帯でも、保護者の親等と同居の場合、公共料金（水道等）の契約が同じときは同一世帯とします。（契約が別の場合は、契約者全員の検針票、領収書等を添付）	

【2】申請期間

令和7年10月1日（水）～令和7年11月30日（日）（消印有効）

窓口での申請の場合は、
令和7年10月1日（水）～
令和7年11月28日（金）まで

【3】申請に必要なもの

- ・申請書（窓口・郵送の場合窓口に備えてあります。市ホームページからダウンロードが可能）
- ・振込口座のわかる通帳ページやキャッシュカードの写し 1部
- ・必要な添付書類・・・申請の事由別に、【1】の表の「必要書類」欄に記載された書類（⑨⑩は不要な場合もあり）

（裏面に続く）

【4】申請先

QRコード、または市ホームページから電子申請が可能です。

電子申請でお申込みできない場合は、窓口または郵送での申請も可能です。



- ・窓口（8:45～16:30 土・日・祝日除く）

久喜市教育委員会教育総務課 （鷲宮行政センター 3階）	菖蒲行政センター2階 総務・人権係 窓口
久喜市役所1階 庶務課 環境経済・教育分室	栗橋行政センター1階 総務・人権係 窓口

- ・郵送：久喜市教育委員会教育総務課（〒340-0295 久喜市鷲宮 6-1-1）へ。

郵便料金等は申請者負担です。郵便トラブルについては一切責任を負いかねます。

【5】新入学児童生徒学用品費の支給額・支給時期・支給方法について

- ・支給額 小学校入学予定者 57,060円/人 中学校入学予定者 63,000円/人
- ・支給時期 令和8年2月
- ・支給方法 保護者の口座に直接振り込みます。

【6】令和8年度就学援助申請について

改めて、令和8年度就学援助の申請をしてください（令和8年3月1日受付開始）。

表面【2】の期間に申請できなかった方は、令和8年度の就学援助を令和8年3月1日～4月30日の間に申請し、4月から認定となった方のみ、入学後の8月頃に新入学児童生徒学用品費を他の費目と合わせて支給します。令和8年5月1日以降の申請の場合は、申請月の翌月からの認定（6月認定等）となり、新入学児童生徒学用品費は支給されません。

同様に、校外活動費（林間学校等）及び修学旅行費は、認定年月日以降に参加した場合のみ支給します。例えば、令和8年5月1日に申請し、6月認定になった場合は、5月中に参加した修学旅行費は支給されません。市内中学校修学旅行は、例年5月頃から実施しておりますので、申請希望の方は、令和8年3月1日～4月30日の間に申請をするようにしてください。

申請書	新入学児童生徒学用品費入学前受給申請書	就学援助費受給申請書	
対象	令和8年度市内小・中・義務教育学校入学予定者	令和8年度市内小・中・義務教育学校在学者	
支給費目	新入学児童生徒学用品費	新入学児童生徒学用品費※、学校給食費、学用品費、校外活動費、修学旅行費等	
申請時期	令和7年10月1日～11月30日	令和8年3月1日～4月30日 (5月1日以降の申請は、申請月の翌月からの月割)	
支給時期	令和8年2月	令和8年8月頃予定	
所得審査	令和6年中の所得で審査 ・所得審査以外にも認定要件有	令和7年中の所得で審査 ・所得審査以外にも認定要件有	

※久喜市や他市町村で、当該費目に相当する扶助費等を入学前に受給した場合は、入学後の8月の支給はありません。

【7】注意事項

- ・令和7年1月2日以降に久喜市に住民登録をされた方で、表面⑨又は⑩の事由で申請する場合は、該当事由を証明する書類（令和7年度非課税証明書、令和7年度所得証明書等）を提出してください。
- ・審査に必要な書類が不足していた際、個別に通知する期限内に書類の提出がないときは、申請を取り消しますのでご注意ください。
- ・令和8年度就学援助のお知らせは、2月頃に広報紙及び市ホームページに掲載いたします。
- ・その他、制度の詳しい内容につきましては、久喜市教育委員会教育総務課までお問い合わせください。

問合わせ先：久喜市教育委員会 教育総務課学事保健係 Tel:0480-58-1111（内線320）